

製造販売承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

1 牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン（ティーエスブイ2）

(1) 主成分

牛腎株化NLBK-6細胞培養弱毒牛伝染性鼻気管炎ウイルス RLB106株
牛腎株化NLBK-6細胞培養弱毒牛パラインフルエンザ3型ウイルス RLB
103株

(2) 対象動物
牛

(3) 用法及び用量

凍結乾燥ワクチンに添付の溶解用液を加えて溶解し、1か月齢以上の健康な牛1頭あたり、両側鼻腔内に1mLずつ計2mLを1回投与する。

(4) 効能又は効果

牛伝染性鼻気管炎及び牛パラインフルエンザの呼吸器症状に対する予防

2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適応される第14条第1項の規定による上記動物用医薬品の製造販売の承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価(食品安全基本法第24条第1項第8号)